

中国における著作権法 2020 年改正



杜嘉璐

北京銀龍知識産権代理有限公司 (Dragon
Intellectual Property Law Firm)

弁護士 (研修) 弁理士

法律部 部長

北京銀龍知識産権代理有限公司は 1998 年に北京において創設された中国における I P 事務所である。2017 年に北京慧龍法律事務所を創立し、専利権、商標権、著作権、不正競争等を巡る知財侵害紛争および技術契約などの知財業務において、全面的に展開している。杜氏は、2011 年に北京銀龍知識産権代理有限公司に加入し、特許権の取得、復審、無効手続、訴訟及びカウンセリングにおいて豊富な経験を有する。

【概要】

中国において、2020 年 11 月 11 日に『中華人民共和国著作権法』第 3 回の改正案 (以降、改正著作権法という) が可決され、2021 年 6 月 1 日に正式に施行された。今回の改正は前回の改正から 10 年を経ており、著作物の類型・定義、共同創作著作物、法定許諾、懲罰賠償、行政期間の執法権利等の多くの項目で改正が行われた。以下、今回の改正のポイントについて説明する。

【詳細】

1. 懲罰賠償制度が設けられ、法定賠償を 500 万元まで引き上げ

改正著作権法第 54 条には、「著作権または著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の 1 倍以上 5 倍以下の損害賠償を行うことができる」と規定されている。

当該改正は、2021 年 1 月 1 日に施行された民法典の第 1185 条における「他人の知的財産権を故意に侵害し、情状が深刻である場合、被侵害者は相応な懲罰賠償を請求することができる」という規定と対応している。現在、商標法、不正競争防止法、専利法、著作権法のすべてにおいて「1 倍以上 5 倍以下」の懲罰賠償が規定されており、中国の知的財産の全ての分野において懲罰賠償制度が実施されている状況である。

また、懲罰賠償の適用条件を明確化するため、最高人民法院は、2021年3月3日に「最高人民法院による知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰賠償の適用に関する解釈」を公布し、「原告請求原則」、「故意」の認定標準、「情状が深刻」の認定標準、「算定の基礎額」、「倍数の確定」等の適用条件を規定した。

懲罰賠償制度について、故意侵害の賠償金額を引き上げることにより、故意侵害行為を減少させ、より良い市場秩序が維持されるなどの効果が期待されている。

更に、今回の改正著作権法では、法定賠償が適用される場合が多いという中国の実情、経済発展等が考慮され、法定賠償の上限が50万元（日本円約910万円）から500万元（日本円約9100万円）に引き上げられた。今後は、法定賠償が適用される場合であっても、比較的高額な賠償金が判決されるケースが増える可能性がある。

一方、下限を500元（日本円約9100円）と明確にすることは、著作権侵害行為に対する処罰を強化することを示しており、現在頻発している賠償金額が低い画像、フォントなどの著作権の権利侵害行為を抑制し、社会が著作権を尊重し、革新創作を尊重する雰囲気形成推進に有効である。

2. 「拳証妨害」への改正について

改正著作権法第54条第3項には、「人民法院は賠償額を認定するにあたり、権利者が必要な立証責任を果たしたものの、権利侵害に関わる帳簿、資料等を主として権利侵害者が所持している場合、権利侵害者に権利侵害の行為に関わる帳簿、資料等の提出を命ずることができる。権利侵害者が提出を拒み、または虚偽の帳簿、資料等を提出した場合、人民法院は権利者の主張および提出した証拠を参考にして賠償額を認定することができる」と規定されている。

賠償額を算定する際に、販売量、利潤率等の算定因子に関する証拠を収集することは、比較的難しい。権利者が権利を行使しやすくするために、権利者が証拠を挙げていた状況において、被告に帳簿、資料の提出を命じたにもかかわらず被告が提出を拒否した場合、原告の主張および証拠を参考にするという拳証（証拠を挙げる

こと) 妨害制度が構築された(証明妨害の法理が制度化された)。当該拳証妨害制度は、商標法、専利法にも規定されている。

被告の帳簿を入手できれば、実際の販売状況に基づいて賠償額を算定できるため、拳証妨害制度が賠償額の引き上げのための 1 つの重要な手段として期待されている。

3. 著作物類型法定から類型開放への改正について

改正著作権法第 3 条には、「第三条 本法にいう著作物とは、文学、美術および科学分野において、独創性を有し、かつ、一定の形式で表現可能な知的成果をい
い、次の各号に掲げる著作物が含まれる。

- (一) 文字による著作物
- (二) 口述による著作物
- (三) 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物
- (四) 美術、建築による著作物
- (五) 撮影による著作物
- (六) 視聴覚著作物
- (七) 工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物および模型著作物
- (八) コンピュータソフトウェア
- (九) 著作物の特徴に合ったその他の知的成果と規定されている(太字下線部分が改正内容である)。

当該改正により、第 3 条における(一)～(八)に例示されている著作物の類型以外に、「文学、美術および科学分野において、独創性を有し、かつ、一定の形式で表現可能な知的成果」という要件を満たせば、著作権法における著作物に該当し、著作権により保護される。

当該改正は、著作物を構成できる表現形式を法律の明確な例示により限定していないため、「著作物の類型の法定」という形式から「著作物の類型の開放」という形式に切り替えられたことを意味している。

当該改正の理由は、第 1 に、技術の発展スピードが法律改正より大幅に速く、法律により規定されていない客体が次々と出てきていることにある。法律により明

確に規定されていない保護客体に関する案件では、原告の訴訟請求を支持するために、現行の保護客体を拡大して解釈する必要があった。例えば、（2017）京 73 民終 1404 号判決では、音楽噴水が著作権の保護客体であるかが論点になり、一審判決では、音楽噴水が属する法定の著作物の類型について明確に認定せず、「法律、行政法規に規定されるその他の著作物」と認定した。一方、二審判決では、一審判決の判断が誤っていると認定し、音楽噴水の噴射効果が音楽、ライト、水の形状を含む立体的な美術作品であると解釈された。これは、法律規定と現実社会の発展の速度との乖離を解決するために、明確に規定された類型に対する拡大解釈であった。一方、改正著作権法では、直接第 3 条第 9 号の「著作物の特徴に合ったその他の知的成果」に基づき音楽噴水を保護することができる。

4. 合理的利用について

合理的利用について、改正著作権法第 24 条には、「次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。ただし、著作者の氏名または名称、および著作物の名称を明示しなければならず、かつ、当該著作物の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、著作権者の合法的権利・利益を不適切に損害してはならない」と規定されている。

すなわち、改正後の合理的利用についての判断基準は、まず、改正著作権法第 24 条に例示されている 12 個の具体的な合理的利用状況のいずれかに該当するかどうかを判断する。次に、「著作者の氏名または名称、および著作物の名称を明示」、「著作物の正常な使用に影響を及ぼすか」および「著作権者の合法的権利・利益を不適切に損害しているか」という 3 つの要件を判断する。換言すると、仮に、著作物を使用する態様が改正著作権法第 24 条に例示されている類型に該当しても、権利者の権益を損害する場合、合理的利用でないと認定される可能性が高い。

5. 共同創作作品について

改正著作権法第 14 条第 2 項には、「共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者が協議をして合意の上で行使される。協議をしても合意できず、かつ、正当な理由がないときは、いずれの当事者も他の当事者が譲渡、他人に対する専用利用の

許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。ただし、その収益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない」と規定されている。

改正前の著作権法に対応する《著作権法実施条例》第9条には、類似する規定はあるが、「譲渡以外の権利」は制限されていた。一方、改正後は、譲渡のほか、許諾および質権も制限される。これは、ネットゲーム、小説等に対する応用が活発である分野では、包括的な譲渡という権利行使手段は稀であり、質権による融資、許諾による映画・ドラマ化といった方法が広く利用されているという実情がある。このような実情に応じて、今回の改正では、許諾および質権が追加された。

6. まとめ

以上は、2020年の著作権法の改正の主要な点についての説明である。今回の改正は、中国での実情に応じて、著作権に対する保護を強化する目的で行われたものである。

【ソース】

1. 中華人民共和国著作権法

(中国語) <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/848e73f58d4e4c5b82f69d25d46048c6.shtml>

(日本語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_cr.pdf

2. 最高人民法院による、知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰賠償の適用に関する解釈

(中国語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/interpret20210303.pdf

(日本語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20210303.pdf

3. (2017)京73民終1404号判決

(中国語) <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2022/06/8965811a29f10aa4617e11823b45b59a.pdf>

4. 中華人民共和国著作権法実施条例

(中国語) http://www.gov.cn/zwgk/2013-02/08/content_2330132.htm

(日本語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20130301.pdf

5. 中華人民共和国 民法典

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/75ba6483b8344591abd07917e1d25cc8.shtml>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)